

## 質問に対する回答書（その1）

「サッカースタジアム等整備事業」に係る質問のうち、募集要項等について、下記のとおり回答します。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回 答
1	公示 募集要項	11 33	5 26	(2) (3)		契約保証金の納付に代わる手段として記載のある「金融機関等の保証」には保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証も含まれるという認識でよろしいでしょうか？	質問内容のとおりです。
2	募集要項	2	4	(4)		「令和6年3月末までにサッカースタジアム及びペDESTリアンデッキの引き渡しを行うこと」とありますが、その達成が難しいときは失格要件となるのでしょうか。	質問内容のとおりです。
3	募集要項	3	4	(5)	2)	「当該建ぺい率を超える場合は、広島市公園条例の改正により建ぺい率を緩和することを予定」とありますが、緩和の手続きは遅滞なく行われ、全体工期への影響はないと想定して宜しいでしょうか。	質問内容のとおりです。
4	募集要項	3	4	(5)	2)	地域防災計画における防災拠点とは、具体的に中央公園全体・スタジアム施設で何人程度の受け入れ、何日程度の受け入れを想定されているのでしょうか。	詳細については、設計段階で関係機関等と調整の上決定します。
5	募集要項	4	4	(5)	3)	ア Park-PFI事業のためのインフラ引き込み等に関する設計について、Park-PFI事業の設計内容の想定はいかがいたしましょうか。事業者決定後に想定から変更が生じた場合は設計内容・コスト含めどのような対応になるかご教示ください。	インフラ引込み等に関する設計については要求水準書のとおりです。Park-PFI事業者との調整、変更対応についても業務に含まれますが、要求水準の変更が生じたことによる設計及びコストの変更については協議によるものとします。
6	募集要項	4	5			3月17日（水）VE提案の採否回答から3月24日（水）「改善された技術提案書」及び「提案時参考見積書」の提出までの期間が短いため、VE取込の内訳書についてはVE項目を改善された「提案時参考見積内訳書」の工事費最下段に記載することで宜しいでしょうか。	質問内容のとおりです。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答
7	募集要項	5	6			事業費参考価格について、2月16日提出期限の提案時参考見積書及びV E提案の金額の合計が事業費参考価格を上回った場合、その時点で失格となるのでしょうか。	失格とはなりません。改善された技術提案書・提案時参考見積書が提出された時点で判断いたします。
8	募集要項	5 ～ 6	7	(1)	⑥	<p>本公募型プロポーザルの提案参加JVは、設計企業・工事監理企業・施工企業の組成されるものであり、各業務の参加資格要件に基づき参加する構成員は多数となることを想定しています。</p> <p>設計業務、工事監理業務においては、構成員があらかじめ各々分担業務を合意のうえJV参加し、ここには「出資割合」での合意は一般的ではないと考えます。</p> <p>施工業務においては、参加企業が複数となる場合は、分担工事毎（スタジアム新築、ペDESTリアンデッキ新設）に募集要項に基づいて出資割合を合意することとなります。</p> <p>以上のことから、本項でお示しされている「施工企業の構成員の出資割合」について、「提案参加JVの見積金額総額に対する〇〇〇〇の工事費の割合の●●%以上」とする算定方法ではなく、「施工企業が分担する全体工事費に対する割合」とするよう変更していただけないのでしょうか。</p>	<p>【様式9 共同企業体公募型プロポーザル参加資格審査申請書】及び【様式11 共同企業体協定書】を変更し、【様式11の2 共同企業体結成における届出書】を追加します。</p> <p>様式11は「技術提案書等」の提出時に提出してください。「参加表明書兼参加資格確認申請書」の提出時には、様式11に代わり様式11の2を提出してください。</p>
9	募集要項	13	7	(3)	2) ④	【イ ペDESTリアンデッキ新設工事の施工企業の要件】 橋長とは、支間長についての条件は無いと考えて宜しいでしょうか。	質問内容のとおりです。
10	募集要項	14	7	(3)	2) ⑤	本事業につきまして、工事の着手時期が約2年後と想定されます。参加表明書兼参加資格確認申請書提出時に配置予定技術者の提出を求められておりますが、工事着手手までに提出した配置技術者の変更は可能でしょうか。また、令和3年6月下旬予定の本契約から工事着手までの期間に専任（常駐）の義務は発生しないと考えて宜しいでしょうか。ご教示下さい。	原則として配置予定技術者の変更はできません。体制の確定が難しい場合は、複数の候補者を登録することは可とします。専任（常駐）については、質問内容のとおりです。
11	募集要項、 (参考3) 総合 工程表 (案)	14	7	(3)	2) ⑤	<p>埋蔵文化財調査(令和3)に向けて実施する渝華園撤去・堀川仮設盛替えについては、本項でお示しの主旨（技術者の配置期間）と工事内容を踏まえ、スタジアム新築本体工事に先行する事前工事であるとの観点から、この期間（2021年6月～）においては次の対応が可能と考えますがよろしいでしょうか。</p> <p>(1) スタジアム新築工事で予定している監理技術者・現場代理人とは別の技術者を配置すること。 (参加資格関係書類に必要事項を記載します)</p> <p>(2) スタジアム施工を分担する全ての企業（JV）ではなく、代表企業1社で施工すること。</p>	要求水準書第4章1（5）エのとおり、監理技術者（建築）を配置してください。また、業務分担については、任意とします。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答	
12	募集要項	16	7	(4)		※CM r の“設計・施工マネジメント”とは具体的にどのような業務や発注者の支援を行うのか、また権限があるのでしょうか。 要求水準書4-7で会議体の出席はありますが具体的な役割をご教授願います。	受注者から提示される各種検討資料、工程表、設計変更等について本市が確認・判断を行う際の支援を行います。受注者への指示等は、調査職員、監督員が行いますが、必要な会議体への出席を通じて、プロジェクトの円滑な推進の支援を求める予定です。	
13	募集要項	16	7	(4)		【実施体制図】 サッカースタジアムとペDESTリアンデッキの施工会社が同一の1社である場合、監理技術者（土木）の専任については不要とし、施工担当者（土木）を配置すれば良いと考えて宜しいでしょうか。	質問内容のとおりです。	
14	募集要項	16	7	(4)	1)	統括責任者と現場代理人の兼務は可能でしょうか。	不可とします。	
15	募集要項	16	7	(4)		体制図にある工事監理業務の体制について、各担当技術者について複数名を配置することは可能と考えてよろしいでしょうか。	質問内容のとおりです。	
16	募集要項	16	7	(4)		工事監理業務において、以下の兼任は可能と考えてよろしいでしょうか。 ・管理技術者と各担当技術者の兼任 ・担当技術者（建築（意匠））と担当技術者（建築（構造））の兼任 ・担当技術者（電気設備）と担当技術者（機械設備）の兼任	いずれも不可とします。	
17	募集要項	17	7	(4)	4) ~ 7)	配置予定技術者4) ~7) について、各担当者の資格を記載する様式がないように思いますが、記載の必要はないでしょうか。また、確認のための資格証の添付も必要ないでしょうか。	担当技術者については、様式3に氏名を記載の上、※2に記載のとおり、資格に係る確認資料を添付してください。	
18	募集要項	18	7	(4)	10)	②	【監理技術者（土木）又は施工担当者（土木）の資格】 ②で求められる経験について規模等の数値は求めないと記載がありますので、経験については鋼橋の施工経験があれば良いと考えて宜しいでしょうか。	質問内容のとおりです。
19	募集要項	18	7	(4)	10)	②	【監理技術者（土木）又は施工担当者（土木）の資格】 ②で求められる経験について求められる同種工事の従事期間の証明に関する条件をご提示ください。 例：対象工種の工程期間の1/2超又は3か月以上従事	追加参考資料1の入札説明書4(4)エ③を準用してください。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答
20	募集要項	19	7	(7)		管理技術者は「事業期間終了まで変更できない」とありますが、担当する業務は「基本設計・実施設計」ですので、変更することが出来ない期間は「実施設計終了時まで」と考えてよろしいでしょうか。	設計業務の「管理技術者」の専任期間は設計期間中ですが、配置期間については、募集要項7(7)管理技術者等の変更に記載のとおりとし、事業期間中の変更はできません。工事監理の「管理技術者」は、本体工事の期間中が専任期間となり、期間中の変更はできません。
21	募集要項	19	7	(7)		「原則として、(中略)は事業期間終了まで変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由がある場合は、発注者との協議により変更することは妨げない。」とありますが、工事監理業務については業務開始が今から1.5~2年程度先からとなることより、工事監理企業における体制の確定が難しい状況にあります。つきましては、企業内の全体業務における人員配置(部署異動等を含む)等を理由とした変更を認めていただくことは可能でしょうか。	募集要項に記載のとおりとします。なお、体制の確定が難しい場合は、複数の候補者を登録することができます。
22	募集要項	20	10	(2)	①	質問書に対する回答書の閲覧及び回付については、「令和2年11月13日(金)(予定)」となっておりますが、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間が翌週11月16日(月)から18日(水)となっていることから、回答内容を作成書類に反映する時間がほとんど確保できません。よって、参加表明・資格要件に関する回答については、前倒し回答(公表)いただくことをご検討いただけませんか。 希望日：令和2年11月9日(月)	参加表明・資格要件等に関する回答は11月10日(火)に先行して行い、その他の回答は11月13日(金)を予定しています。
23	募集要項	22	15	(1)		競争的対話の参加人数について、協議事項がスタジアム、広場エリア、ペDESTリアンデッキ各々の設計、施工と多岐にわたることが想定されることから、参加者人数を10名→15名に変更していただけませんか。	会場の都合や新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者は10名以内としています。
24	募集要項	22	15	(1)		競争的対話の1グループ当たりの所要時間の目安がお決まりでしたらご教示願います。	現時点では約50分程度を想定していますが、詳細については、今後、実施要領を作成しお知らせします。

No.	資料名称	頁	該当箇所				質問内容	回答
25	募集要項	23	15	(4)			競争的対話の実施の有無による参加資格保有者間の優劣が生じることのないよう、公平性を確保する留意事項を具体的にお示してください。	募集要項に記載のとおり対応を行います。競争的対話は、参加資格保有者から質問された内容に、本市が回答する形式で実施されるため、競争上の公平性が担保されるものと理解しています。また、募集要項に記載のとおり、競争的対話実施後に、発注資料の変更等が生じる場合には、速やかに本市ホームページ等にて公表します。
26	募集要項	24	16	(2)	2)		技術提案書等の提出書類の提出部数に、正本1部、副本9部、正本副本とは別に10部とありますが、様式19に記載されている「会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、参加資格保有者を特定できる表現は不可」は正本以外の提出書類に適用され、正本については会社名と置き換え表現（代表企業A、設計構成員B等）の対応がわかるよう、参加資格保有者の会社名を記載してよいとの理解でよろしいでしょうか？	正本についても、参加資格保有者を特定できる記載は不可とします。
27	募集要項	24	16	(2)			配布された技術提案書様式19・様式24のファイル形式はMS-WORDとなっていますが、提出時にCD-Rに格納するファイル形式は、データの読み取り及びコピー、印刷が可能なPDF形式としても宜しいでしょうか。	質問内容のとおりです。
28	募集要項	24	16	(2)	3)		パースには別途整備される施設を想定して表現することが考えられます。パースに表現したことにより、実現性を担保しなければならないということはないでしょうか。	質問内容のとおりですが、別途整備される多機能化施設やPark-PFI事業での実現性を踏まえた提案・表現を期待しています。また、発注者等に過度な追加費用が必要となるような表現にならないよう配慮してください。
29	募集要項	25	16	(2)	3)		必要に応じて、指定内容以外の図面や資料を添付しても宜しいでしょうか。また、必要に応じて、図面の縮尺を指定以外の大きさとしても宜しいでしょうか。	指定内容以外の図面や資料を提出頂くことは可能ですが、評価の対象としては扱いません。指定の縮尺による図面を提出した上で、指定以外の縮尺の図面を添付することを妨げません。
30	募集要項	26	16	(2)	3)	⑥	各種シミュレーションによる検証結果に要求水準書P3-7(イ)ビル風（風害対策）の風洞実験等のシミュレーションによる安全性の確認を行うとありますが、設計段階で適宜実施するものと考え、提案段階で求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。（今後設計協議等で変更になることが予想されるため）	風洞実験の実施時期については質問内容のとおりです。ただし、提案の根拠として必要なシミュレーションについては提出してください。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回 答
31	募集要項	26	16	(2)	5)	本項及び別項27等の主旨を考慮して、別途任意書式にて明細を作成いたしますが、提案書提出においては、「提案時参考見積書（様式20の1）」、「提案時参考見積内訳書（様式20の2）」を提出する、との認識でよろしいでしょうか。	質問内容のとおりです。
32	募集要項	27	17	(2)		「VE提案の内容の一部を改善することで、より優れた提案になると認められる場合や、一部の不備を解決できると判断した提案については、採否を保留し、ヒアリングを通じて、各参加資格保有者に内容を確認し、参加資格保有者が改善できる機会を設ける」とありますが、改善したVE提案書を提出する機会があるのでしょうか。その場合いつでしょうか。	「改善された技術提案書」に、改善されたVE提案内容を反映して提出していただきますので、再提出は不要です。
33	募集要項	27	18			ヒアリングおよび競争的対話の際には、模型及び動画を使つての説明等を行っても宜しいでしょうか。	不可とします。
34	募集要項	27	18	(1)		ヒアリングの参加人数について、協議事項がスタジアム、広場エリア、ペDESTリアンデッキ各々の設計、施工と多岐にわたることが想定されることから、参加者人数を10名→15名に変更していただけますでしょうか。	会場の都合や新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者は10名以内としています。
35	募集要項	27	19			改善された提案時参考見積書の提出にあたり、市に採用されたVE提案の内容を参加資格保有者の判断で不採用として見積書に反映しないことは可能でしょうか。（例えば、P26に従い「コストを上げずに機能を向上させる手段」を意図してVEを提案したものの、その後コストを精査してコスト上昇が懸念されるので参加資格保有者自ら不採用としたい場合等）	可能です。
36	募集要項	28	19	(2)	3) 7)	改善された技術提案書等の提出書類の提出部数に、正本1部、副本9部、正本副本とは別に10部とありますが、様式24及び26に記載されている「会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、参加資格保有者を特定できる表現は不可」は正本以外の提出書類に適用され、正本については会社名と置き換え表現（代表企業A、設計構成員B等）の対応がわかるよう、参加資格保有者の会社名を記載してよいとの理解でよろしいでしょうか？	正本についても、参加資格保有者を特定できる記載は不可とします。
37	募集要項	29	20	(2)	③	プレゼンテーションの際に使用するプロジェクタの縦横比及び画面のサイズをお教え頂くことは出来ますでしょうか。	映像等の縦横比は変更可能ですが、9：16での使用を想定しています。スクリーンのサイズは縦約2.9m、横約7.7mです。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答
38	募集要項	30	22		③	「最終的な見積書の見積金額が予定価格と同額又は下回った場合」とありますが、契約価格が入札価格を上回る場合もありうるのでしょうか。それはどのような場合を想定していますでしょうか。	募集要項 6 事業費参考価格に記載のとおり、優先交渉権者選定後、価格等の交渉を行ったうえで本市にて予定価格の作成を行い、それに基づいて見積合わせを実施します。見積合わせ時の見積価格が、予定価格と同額又は下回った場合に見積合わせが成立します。
39	募集要項	30	24			選定審議会の審査内容は、審査過程、審査結果ともに公開して頂けませんでしょうか。原則非公開とする理由はをご教示ください。	選定審議会の開催概要、及び審査結果については公表を予定しています。
40	募集要項	33	26	(5)		「参加者独自の特許権等の排他的権利又は特殊な技術を取り入れた技術提案を求める」とありますが、参加資格保有者以外の企業と共同開発した技術も該当すると考えて宜しいでしょうか。	具体的な提案をみて可否を判断することになりますが、原則として、質問内容のとおりです。
41	募集要項	33	26	(5)		「参加者独自の特許権等の排他的権利又は特殊な技術を取り入れた技術提案を求める」とありますが、参加資格保有者以外の企業と共同開発した技術であったとしても、参加資格保有者のいずれかの企業が使用許諾をしなければならぬ技術であれば該当すると考えて宜しいでしょうか。	具体的な提案をみて可否を判断することになりますが、原則として、質問内容のとおりです。
42	募集要項	33	26	(5)		「参加者独自の特許権等の排他的権利又は特殊な技術を取り入れた技術提案を求める」とありますが、「騒音・振動の低減、フィールドの芝の育成や養生、合理的な施工計画」以外であっても「排他的権利又は特殊な技術」であれば該当すると考えて宜しいでしょうか。	質問内容のとおりです。
43	募集要項	34	27	(1)	③	見積書に記載されていない項目についても、要求水準書に記載された性能等から、当然見込むべきものと判断される項目は、含まれているものと判断する、とされていますが、どのような形で判断されることとなりますでしょうか。民間事業者にとって非常にリスクのある項目ですので、協議事項とさせていただけないでしょうか。	本事業は性能発注を前提としており、発注資料に示す事業目的・内容を実現する性能が満たされる仕様が見込まれていると判断します。判断が困難な項目については、競争的対話等の本市との確認機会を活用し、本市が求める意図に対して齟齬が生じない提案を期待します。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答
44	募集要項	34	27	(2)	③	<p>「要求水準書に示す性能等を満たすための工事費目については、その数量増減に関わらず、当該工事費の増額を認めない」とありますが、この規定の適用は、実施設計完了時（工事着工前）までにとどまり、工事着工後の数量増減及び工事費の増額については、貴市建設工事請負契約約款に基づいてご協議いただけるとの認識で宜しいでしょうか。</p> <p>その場合、設計後参考内訳書において単価を調整したものがあれば、工事着工後の数量増減及び工事費の増額については、当該調整後の単価に基づくことになるのでしょうか。</p> <p>逆に、工事着工後も募集要項の上記規定が適用される場合、募集要項の26（4）（33頁）によれば、契約書類間においては事業契約書が最優先されることとされています。貴市建設工事請負契約約款第24条第3項によれば、同約款の規定により増加費用が必要となった場合の発注者負担額については、発注者と受注者が協議して定めるものとされていますが、募集要項と上記約款との間では、どちらが優先するのでしょうか。</p> <p>仮に募集要項の記載が上記約款に優先する場合、本工事は、「要求水準書に示す性能等を満たすための工事費目」が多く、実質的に、いわゆる「ランプサム契約」（固定価格による一括請負契約）になるようにも捉えられます。</p> <p>本規定によっても増額が認められる場合とはどのような場合か、ご教示願います。例えば、地質調査業務特記仕様書に定められた仕様に準拠して地質調査を実施し、その結果に基づいて施工したところ、予想外の埋設物が見つかり、掘削等に関する数量が増加した場合などは、募集要項の左記規定によっても増額が認められると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>本事業は性能発注を前提としており、発注資料に示す事業目的・内容を実現する性能が満たされる仕様が見込まれていると判断します。</p> <p>工事着工後においても、要求水準書に示す性能等を満たすための工事費目については、その数量増減に関わらず、当該工事費の増額を認めません。</p> <p>ただし、変更等に係るリスクについては、【別紙6 リスク分担表】に基づき、取扱うこととなります。</p>
45	募集要項	34	27	(2)		<p>設計後参考内訳書について、要求水準書に性能を満たすための工事費目については、数量増減に関わらず、工事費の増額を認めないとありますが、要求水準を満たすための設計変更調整および数量増減調整により、工事費が増額しない範囲であれば、協議に応じていただけるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>募集要項 27 (2) 設計後参考見積書に記載のとおりの手順により、調整を行う可能性はありますが、質問の内容だけでは状況を図りかねます。</p>
46	募集要項	34	27	(3)		<p>デザインビルド方式であることから、契約締結日から工事着手日までの物価変動を考慮して頂きたく、契約締結日と工事着手日の指数を比較して1.5%を超える場合には物価スライド対象をして頂けないでしょうか。</p>	<p>募集要項のとおりとします。</p>



No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答
47	様式2	1				添付書類について、広島市税の納税証明書（写し）を必ず添付する事となっていますが、支店・事業所がなく納税していない企業は所有していません。どのように手続きすれば良いかお示し下さい。	今回お示しする様式28の申立書を提出してください。
48	様式2	2				2枚目の施工企業、設計企業または工事監理企業の欄について不要な箇所は削除しても宜しいでしょうか。	質問内容のとおりです。
49	様式2					広島市税の納税証明書、消費税及び地方消費税の「様式及び有効期限」はどこに記載されているのでしょうか。（有効期限と様式番号をご教示ください）	追加参考資料1の入札説明書4(6)及び(7)を準用してください。
50	様式2					社会保険・労働保険への加入及び保険料の未納がないことの証明書類は、どのような証明書を用意すればよいのでしょうか。証明書の名前をご教示ください。	追加参考資料1の入札説明書4(8)を準用してください。
51	様式2					添付資料欄に記載の「資本的関係・人的関係調書(様式8)」「広島市税の納税証明書(写し)」「消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)」「社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)への加入及び保険料の未納がないことの証明書類(写し)」は、提案参加JVの全構成員に提出の必要があると考えれば宜しいでしょうか。	「社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)への加入及び保険料の未納がないことの証明書類(写し)」は施工企業のみ必要です。その他は、質問内容のとおりです。
52	様式3	1	※3			健康保険被保険者証のかわりに雇用保険被保険者証を提出することで、恒常的な雇用関係を確認できる書類とすることができますでしょうか。	給与台帳等給与の支払い状況の確認ができる資料の写し(直近3カ月、受注者の記名押印したもの)を添付することで、健康保険被保険者証を雇用保険被保険者証に代えることは可能です。なお、健康保険被保険者証及び雇用保険被保険者証は、保険番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしていただきますようお願いいたします。
53	様式3	2				現時点で複数名の有資格者が配置予定技術者候補として存在する場合、提出時には複数名記載のうえ提出させていただき、事業者決定となった時点で選任することは可能でしょうか。	可とします。

No.	資料名称	頁	該当箇所				質問内容	回答
54	様式4の1 様式4の2						施工実績の記載欄は2箇所ありますが、実績は1件でも可能でしょうか。	1件でも結構です。
55	様式4の1 様式4の2						施工実績を確認できる書類とは、具体的にどのような書類でしょうか。CORINS、契約書等を添付すれば宜しいでしょうか。	質問内容のとおりです。
56	様式4の1 様式4の2						最終請負金額欄については空欄でも宜しいでしょうか。	基本的には記載するものとしますが、守秘義務などの関係により記載が困難な場合には可とします。
57	様式5						最終契約金額欄については空欄でも宜しいでしょうか。	基本的には記載するものとしますが、守秘義務などの関係により記載が困難な場合には可とします。
58	様式5						業務実績の記載欄は2箇所ありますが、実績は1件でも可能でしょうか。	1件でも結構です。
59	様式5						業務実績を確認できる書類とは、具体的にどのような書類でしょうか。CORINS、契約書等を添付すれば宜しいでしょうか。	質問内容のとおりです。
60	様式6						業務経歴の記載欄は2箇所ありますが、実績は1件でも可能でしょうか。	1件でも結構です。
61	様式6						注1に「配置予定者ごとに作成すること」とありますが、配置予定技術者等の欄にある「管理技術者（基本設計・実施設計）」「管理技術者（工事監理）」「照査技術者」の3名についてのことと解釈して宜しいでしょうか。	質問内容のとおりです。
62	様式6	1	※3				契約書の写しでは設計業務の契約内容が明確にならない場合は、確認申請書の写しを添付することでよろしいでしょうか。	質問内容のとおりです。
63	様式7	1					「資格・免許」及び「工事経歴」の証憑として、資格・免許の写し及び契約書の写し等を添付するという理解でよろしいでしょうか。	質問内容のとおりです。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答
64	様式7					提出対象となる技術者は、(様式3)提案参加JV体制一覧の2でお示しの「監理技術者(建築)」「監理技術者(土木)・施工担当者(土木)」「現場代理人」との理解でよろしいでしょうか。	質問内容のとおりです。
65	様式7					工事経歴の記載欄は2箇所ありますが、実績は1件でも可能でしょうか。	1件でも結構です。
66	様式7					工事経歴を確認できる書類は、具体的にどのような書類でしょうか。CORINS、契約書等を添付すれば宜しいでしょうか。	質問内容のとおりです。
67	様式9					JV名の付け方にルールはありますでしょうか。【会社名を省略等(●●建設⇒●●)】	ありません。
68	様式11	4	10条			「各構成員は本体事業の実施に伴い連帯して責任を負うものとする」とありますが、設計企業は施工を行わないので本体事業の施工部分の責任については連帯して責任を負う事はできません。JV内で業務範囲を取り決めてその範囲で責任を負うという認識で宜しいでしょうか。	No.8のとおりです。
69	様式11					今回は乙型JVにて申請を検討しており、様式11の協定書は甲型JVのものだと推察されます。当社のようなケースの場合のため、乙型の場合の協定書の提示はありますでしょうか。	No.8のとおりです。
70	様式11					様式11で定められた共同企業体協定書は、甲型(共同施工)用のものになっています。本件はサッカースタジアムの設計・施工・工事監理、ペDESTリアンデッキの設計・施工・工事監理と業務が分かれるため、分担して実施することを考えております。見積を行っている段階で、各業務の金額を記載することも難しいことから、構成員企業の業務分担と共同施工にあたる部分の出資比率を記載する書式としていただけないでしょうか。	No.8のとおりです。
71	様式11	全て				本体事業の設計・施工・工事監理はその特性から乙型、甲型を併用したものとする必要があります。様式11の甲型に、乙型形式も加えてよろしいでしょうか。	No.8のとおりです。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答
72	様式19					会社名、住所、氏名、ロゴマークなど、参加資格保有者を特定できる表現は不可とする、とありますが、提案書作成に当たって、外部アドバイザー等を活用した場合、当該外部アドバイザー名（構成員以外の協力企業を含む）を提案書に具体的に記載することは可能でしょうか。	可とします。
73	様式19 様式21の2 様式24 様式26					様式に記載された枠線は、適切な余白を確保した上での提案記載範囲を示したもので、線の表現を条件としているものではないという理解でよろしいでしょうか。	質問内容のとおりです。
74	様式20の2					提案時参考内訳書の内訳につきまして、概算積算対応であるため、内訳が詳細すぎて対応が困難です。添付事例のレベルとさせて頂けないでしょうか。	募集要項 27 (1) 提案時参考見積書③に記載の意図に沿った作成をお願いします。
75	様式付1の1					「業者コード」は何を記入すればよいのでしょうか。	広島市の入札参加資格を有している場合は、業者コードを記入してください。 広島市の入札参加資格を有していない場合は、空欄としてください。